

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する調査審議事項について

1 法上の権限事項

知事が住民票コードに係る告知要求禁止違反又はデータベース構成禁止違反に対して中止命令を行う場合の意見提出（住民基本台帳法第30条の4第3項第5項）

2 その他の調査審議、建議事項

（1）本人確認情報の提供及び利用に関する条例の制定についての意見提出

① 県において利用する事務の範囲

② 提供先の機関と事務の範囲

（2）苦情処理体制のあり方や具体的な問題の処理、改善策等についての調査審議

（3）本人確認情報の保護に関しての運用上、制度上改善すべき点についての建議

「住民基本台帳法」抜粋

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の九 都道府県に、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下「都道府県の審議会」という。）を置く。

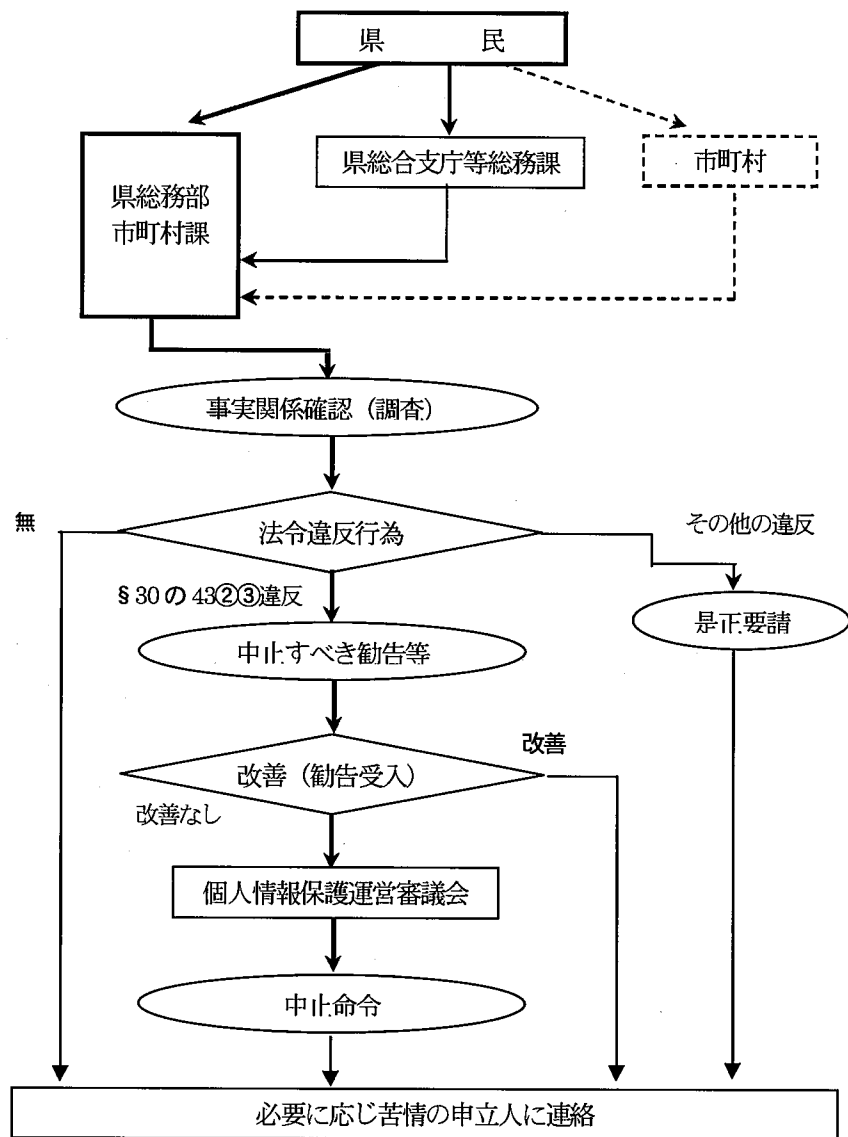
- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。
- 3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。
- 4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

苦情処理に係る対応（住基関係）



1 苦情相談の受付（法 § 30 の 41）

県総務部市町村課に「苦情処理票（事務処理要綱第 6 号様式）」を提出
 ※各総合支庁総務課・分庁舎総務課でも受け付け（同要綱で明記）
 ※各市町村でも受け付けできるよう文書で要請

2 受付後の処理（総合支庁・市町村での受け付けの場合）

県総務部市町村課に苦情処理票を送付

3 事実関係確認

苦情処理票の内容について、事実関係を確認（調査）

4 法令違反の行為があった場合

(1) § 30 の 43②③の違反行為

反復して行われる恐れがあるとき、中止勧告

(2) その他の違反行為（§ 30 の 42 など）

是正の要請

5 中止勧告等で改善されなかった場合

「個人情報保護運営審議会」の意見を聴いて中止命令

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程、要領等の概要

平成19年2月5日

総務部市町村課

1. 運用管理規程

- ① セキュリティ体制の整備
 - ・セキュリティ統括責任者：総務部長
 - ・ネットワークシステム管理者：市町村課長
- ② 端末機の設置
 - ・端末機設置の際の手続を規定
- ③ 従事する職員等の責務
 - ・ICカードの他者への貸与の禁止、目的外利用の禁止
 - ・ICカードを責任をもって管理し、紛失盗難の際には至急ネットワークシステム管理者に報告
 - ・パスワードの他者への漏えい防止手段を講じること
 - ・ネットワークシステム管理者は職員に対してセキュリティに関する研修を実施

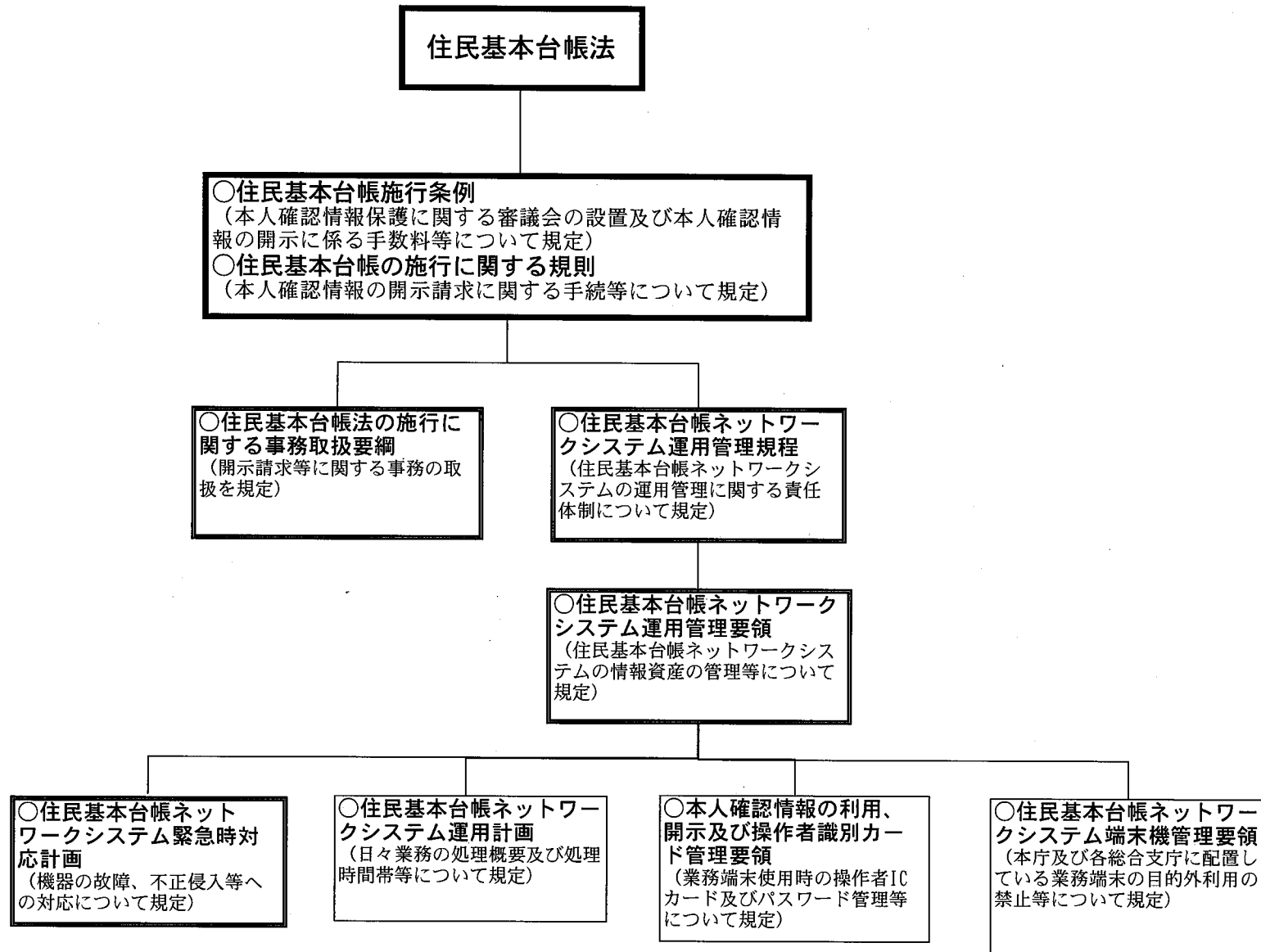
2. 運用管理要領

- ① 法令遵守義務
- ② 関係機関との協力
- ③ 情報資産管理簿の作成
- ④ ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの管理：必要な障害防止対策を講じる
- ⑤ 入退室管理：サーバー室については鍵またはカードによる管理
- ⑥ アクセス管理：サーバー、端末等について、操作履歴を記録
- ⑦ ネットワーク運用計画の作成：作業項目、運用時間、バックアップ処理の実施等
- ⑧ 緊急時への対応：別途「緊急時対応計画」による
- ⑨ 端末機管理者の責務：別途「端末管理要領」による
- ⑩ 情報を利用する担当者または開示担当者へのICカード貸与等の手続き
- ⑪ 利用所属長等の債務：目的外利用の禁止、ICカードの管理
- ⑫ ネットワークシステム管理者による調査
- ⑬ 監査についての委任規定
- ⑭ 外部委託の際の留意事項

3. 緊急対応計画

- ① 障害編
- ② 不正行為対応編
 - 不正アクセスがあった場合、必要に応じネットワークとの回線切断等の措置
- ③ 緊急時連絡網

住民基本台帳法関係体系図



住民基本台帳ネットワークシステム関連訴訟について

平成 19 年 2 月 5 日

総務部市町村課

(概要)

- 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）関連訴訟については、損害賠償請求、住民票コードの削除に関し、全国で 5 4 件（うち国が被告となっている訴訟が 3 6 件）が係争中である。
- 判決の状況は、次の 2 件を除き、行政側が勝訴している。
 - ・平成 17 年 5 月 30 日の名古屋地裁金沢支部において、憲法が保障するプライバシー権を侵害しているとして、本人確認情報の削除が認められ、行政側が一部敗訴したが、平成 18 年 12 月 11 日名古屋高裁金沢支部では、行政側が逆転勝訴
 - ・平成 18 年 11 月 30 日大阪高裁では、住民票コード削除について原告の請求が認められ、行政側が一部敗訴（上告中）

(大阪高裁判決〔H18.11.30〕と名古屋高裁金沢支部〔H18.12.11〕の比較)

大阪高裁判決	名古屋高裁金沢支部判決
1. 住基ネットの正当性 ○正当性必要性は是認できる。	1. 住基ネットの正当性 ○正当な理由があり方法も相当である。
2. 情報漏えい等の危険性 ○具体的危険があるとは認められない。	2. 情報漏えい等の危険性 ○具体的危険があるとはいえない。
3. データマッチングや名寄せの危険性 ○行政機関において、住民個人の個人情報が住民票コードを付されて集積され、本人の予期しない時期及び範囲で行政機関で保有され利用される危険が相当ある。また、目的外利用を中立的立場から監視する第三者機関が設置されていない。	3. データマッチングや名寄せの危険性 ○データマッチングは、職員が法律の定めを遵守する限りは実現しない。職員が法律の定めを違反することを前提としてデータマッチングの具体的危険があるとするは、当を得たものということとはできない。
4. 一部の住民離脱について ○控訴人が住基ネットから離脱することに生ずる障害等を回避する利益が、控訴人らの自己コントロール権により保護される人格的利益に優先するものとは考え難い。	4. 一部の住民離脱について ○住基法は、すべての本人確認情報が網羅的に提供、利用されることを前提としており、住民の一部でも参加しないことを許容すれば、住基ネットの機能を果たし得ないだけでなく、従来のシステムや事務処理を併存的に存置せざるを得ないことになる等、重大な支障が生ずる。
5. 憲法判断 ○明示的に住基ネットの運用を拒否している控訴人らに住基ネットを運用することは、プライバシー権を侵害するものであり、憲法 13 条に違反する。	5. 憲法判断 ○住基ネットに関する規定が、内容自体において憲法 13 条に違反するものということとはできないのみならず、システムに欠陥があったり、管理運営に従事する者が、不正にアクセスして本人確認情報が簡単に漏えいし、流出する具体的な危険性がある場合にも当たらないため、憲法 13 条に違反するものではない。

住民基本台帳カードの交付枚数及び多目的利用団体数について
(平成18年8月末現在)

(単位:枚、団体)

	住民基本台帳カードの交付枚数			平成18年8月末までの多目的利用団体数
	平成18年8月末現在	(参考) 平成18年3月末現在	増加枚数	
1 北海道	42,091	36,064	6,027	7
2 青森県	10,551	8,928	1,623	4
3 岩手県	16,902	14,777	2,125	3
4 宮城県	15,007	12,292	2,715	1
5 秋田県	4,707	3,952	755	0
6 山形県	4,545	3,702	843	2
7 福島県	13,388	10,921	2,467	4
8 茨城県	15,035	12,566	2,469	1
9 栃木県	9,013	7,173	1,840	1
10 群馬県	8,889	7,571	1,318	2
11 埼玉県	50,997	42,874	8,123	3
12 千葉県	51,286	42,866	8,420	4
13 東京都	160,829	137,797	23,032	11
14 神奈川県	86,078	70,427	15,651	2
15 新潟県	9,681	8,458	1,223	2
16 富山県	27,793	25,556	2,237	1
17 石川県	6,162	5,242	920	0
18 福井県	5,491	4,586	905	2
19 山梨県	3,028	2,586	442	0
20 長野県	21,891	18,770	3,121	9
21 岐阜県	13,324	11,683	1,641	4
22 静岡県	20,948	17,206	3,742	2
23 愛知県	50,878	42,329	8,549	2
24 三重県	9,009	7,534	1,475	0
25 滋賀県	9,268	7,894	1,374	4
26 京都府	15,853	13,284	2,569	0
27 大阪府	74,296	61,016	13,280	5
28 兵庫県	41,448	33,505	7,943	2
29 奈良県	6,787	5,725	1,062	0
30 和歌山県	4,932	3,986	946	1
31 鳥取県	4,271	3,778	493	1
32 島根県	22,901	20,473	2,428	4
33 岡山県	11,043	9,321	1,722	-2
34 広島県	16,795	13,766	3,029	0
35 山口県	11,439	9,405	2,034	1
36 徳島県	3,151	2,743	408	0
37 香川県	5,285	4,558	727	0
38 愛媛県	8,438	7,076	1,362	1
39 高知県	4,419	3,651	768	3
40 福岡県	36,302	30,330	5,972	6
41 佐賀県	6,357	5,338	1,019	1
42 長崎県	12,950	10,895	2,055	0
43 熊本県	10,295	8,879	1,416	2
44 大分県	10,808	9,812	996	4
45 宮崎県	88,547	75,495	13,052	3
46 鹿児島県	13,331	11,092	2,239	5
47 沖縄県	8,897	6,873	2,024	2
合計	1,085,336	914,755	170,581	114

平成18年度 県内市町村住民基本台帳カードの交付枚数状況について

(単位:人、枚)

団体名	平成18年3月31日 住基人口	平成15年8月25日 から平成17年8月3 1日までの交付枚数 (平成17年度特別交 付税調査で報告した 数値)(A)	平成15年8月25日 から平成18年8月3 1日までの交付枚数 (B)	1年間の交付枚数計 (C) (B)-(A)
山形市	251,022	621	1,144	523
米沢市	90,098	350	556	206
鶴岡市	143,288	276	546	270
酒田市	117,595	401	618	217
新庄市	40,632	58	108	50
寒河江市	43,739	150	199	49
上山市	36,000	121	189	68
村山市	28,618	47	76	29
長井市	30,869	37	97	60
天童市	63,177	84	164	80
東根市	45,993	66	132	66
尾花沢市	20,971	8	23	15
南陽市	35,126	57	90	33
	947,128	2,276	3,942	1,666
山辺町	15,660	30	41	11
中山町	12,800	14	25	11
河北町	21,039	38	55	17
西川町	7,023	28	34	6
朝日町	8,724	21	32	11
大江町	9,926	16	16	0
大石田町	9,023	9	23	14
金山町	7,000	8	14	6
最上町	10,974	15	26	11
舟形町	6,687	32	36	4
真室川町	10,087	18	26	8
大蔵村	4,257	3	6	3
鮭川村	5,558	11	14	3
戸沢村	6,061	2	8	6
高畠町	26,314	21	34	13
川西町	18,916	30	42	12
小国町	9,738	10	15	5
白鷹町	16,618	24	31	7
飯豊町	8,799	7	41	34
三川町	7,850	11	19	8
庄内町	24,738	28	36	8
遊佐町	17,243	17	29	12
	265,035	393	603	210
	1,212,163	2,669	4,545	1,876